

成年後見制度

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによってひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続きをするときにお手伝いする制度です。

このようなことでお困りではありませんか？

- 頼れる人がいないので将来が心配 
- よく分からないまま買ってしまうものを買わされそうになる
- 医療や福祉サービスの手続きや契約が
むずかしくてわからない 
- もの忘れが多くて、ついお金を使ってしまう
- 親が残してくれたお金や家などを
どうしたらよいか分からない 
- 将来、必要な支援が受けられるよう準備しておきたい

「成年後見人」などがお手伝いします

成年後見制度を使うためには



法律による後見制度（法定後見制度）

判断能力が不十分になったあと、本人の判断の能力の程度に応じて後見人など（「補助人」「保佐人」「後見人」）を家庭裁判所が選びます。

①準備
家庭裁判所に書類を出して希望を伝えます。これを「申立て」と言います。
申立てに必要な診断書と書類、手数料などを準備します。

②申立て
本人の住所地を担当する家庭裁判所に書類を出します。 

③後見人などの決定
家庭裁判所が本人の希望やからだの様子、暮らし方などを確かめて、後見人などを決定します。 

④成年後見制度の開始



契約による後見制度（任意後見制度）

判断能力が十分あるうちに、信頼できる人（任意後見受任者）と代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

公正人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、最寄りの公正役場におたずねください。

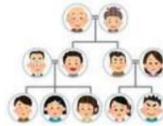
もうした ひと 申立てをすることができる人

- ◎本人、配偶者
- ◎任意後見受任者
- ◎4親等以内の親族
- ◎市区町村長 など

こう けん にん ひと 後見人などになることができる人

家族や、親戚のほか、法律や福祉の専門の人などがなります。専門的な勉強をした地域の人や福祉の関係団体(法人)がなることもあります。

- ◎親族 親や兄弟など、身近な頼れる人



- ◎専門職、市民後見人 法律、福祉の専門職や専門的な研修を受けた地域の人(市民後見人)



- ◎法人後見 事業を実施しているNPOや社団法人・

福祉関係の法人



こう けん にん し えん 後見人などが支援できること

- ◎保険料や税金の支払い、お金の出し入れのお手伝い

- ◎定期的な訪問や状況の確認

- ◎福祉サービス・介護の手続きや契約のお手伝い

×後見人などができないこと

- ・手術をする、しないを決める
- ・身元保証人や連帯保証人になること
- ・本人の介護、日用品の買いもの



ちゅう い じ こう 注意事項

- ◎後見人などは、家庭裁判所が総合的に判断して選びます。希望する人が選ばれるとは限りません。

- ◎いちど成年後見制度を利用すると途中でやめることはできません。利用したいと思ったときには、よく考えて利用するかどうかを決めてください。

- ◎申立ての書類をつくるためにはお金がかかります。申立てのあと、後見人などが決まって制度の利用が始まると、後見人などにお手伝いしてもらう仕事に対してお金を支払います。

いちのせきし せいねん こう けん し えん 一関市成年後見支援センターのご紹介

成年後見制度の利用促進に向けた広報や、適切な制度利用に向けて相談支援、情報提供などを行います。

知りたいことや困りごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

いちのせきし せいねん こう けん し えん 一関市成年後見支援センター

でんわ ちよく づう ☎ 0191-21-8370 (直通)

へいじつ ごぜん じ ふん ごご じ ふん 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
ど にちようび しゅくじつ ねんまつ ねんし やす 土、日曜日、祝日、年末年始はお休み

ゆうびんばんごう いちのせきし たけ やまちょう 〒021-8501 一関市竹山町7-2

いちのせきし ふく し ぶ ちようじゅ しゃかい か ない 一関市 福祉部長寿社会課内
ぎよう む いちぶ いちのせきし しゃ かい ふく し きようきかい いたく (業務の一部を一関市社会福祉協議会に委託)

